

新居浜工業高等専門学校知的財産委員会規程

平成29年3月10日規程第1号

最終改正 平成30年9月28日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産取扱規則（以下「機構知財規則」という。）第5条及び新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、機構知財規則運営要領第3条の各号に掲げる事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高度技術教育研究センター 研究推進部門長
- (2) 知的財産教育推進担当教員 1名
- (3) 高度技術教育研究センター運営委員会委員のうち
機械工学科又は環境材料工学科の教員 1名
電気情報工学科又は電子制御工学科の教員 1名
生物応用化学科の教員 1名
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号の委員は、同項第3号の委員を兼ねることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が発明等の届出を行ったときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員が発明等の届出を行ったときは、当該委員は当該発明等に係る審議のための委員会に参加できない。

- 2 委員会は、委員（前項に規定する委員を除く。）の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則（平成29年3月10日 制定）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校知的財産取扱規程（平成16年8月3日規程第13号）は、廃止する。

附 則（平成30年9月28日 一部改正）

この規程は、平成30年9月28日から施行する。